

## 追加の規制改革事項について

平成27年3月3日

秋 池 玲 子

坂 根 正 弘

坂 村 健

竹 中 平 蔵

八 田 達 夫

本国会への改正国家戦略特区法案提出に向けて最終調整の段階だが、岩盤規制打破、成長戦略推進の観点から、特に以下の項目は重要であり、もう一段の前進(明確な検討期限の設定など)が必要である。

特に地方創生を強力に進める観点から、第一次産業の規制改革が最も重要であり、「農業・林業・水産業の3つとも、今国会において『フル・ラインナップ』で改革を断行する」との明確なメッセージを出していく必要がある。

### 1、農業生産法人の出資・事業要件の緩和

企業による農地所有(農業生産法人の出資・事業要件)については、既に区域指定されている養父市からも、「企業が取得した農地が耕作放棄や産廃置場にならないよう、条例により罰則措置を設けたい」旨の意見も出てきており、従来以上に具体的な事例が整いつつある。

少なくとも国家戦略特区における本改革の実現は、残された1年余りの間の岩盤規制改革の断行に弾みをつけるという、極めて重要な意味を持つ。本国会に提出する改正特区法案に、本事項を明確に位置付ける必要がある。

## 2、特定区画漁業権の免許に関する区域会議の活用

企業を含めた競争力のある事業主体にも漁業権を付与し安定的に管理させる仕組みを早急に構築しない限り、水産業の再生はあり得ない。

このため、現在の復興特区法により実現した特定区画漁業権の特例制度を一步前進させ、国家戦略特区においては、県知事のみならず、国や市町村を含めた区域会議の関与の下で、明確・透明なルールにより漁業権を取得・管理できる仕組みを、早急に構築すべきである。

## 3、特区内優良事業者に対する「タクシー減車法」(需要・運賃規制)の適用除外

タクシー利用者に良質なサービスを提供するため、タクシー特措法上の特定及び準特定地域において、安全面、接遇面、労働環境などの観点から国家戦略特区の区域会議が一定の評価を行い、一定の水準を満たすタクシー事業者に対しては下限以下の運賃設定を可能とするとの仕組みを、早急に構築すべきである。

## 4、医療機器等への薬事承認の迅速化(条件・期限付き承認制度の適用)

医療イノベーションを強かに推進するため、世界に先駆けた日本発の医療機器・医薬品については、少なくとも国家戦略特区内の臨床研究中核病院において使用する場合には、再生医療等製品に適用し、海外にも大きなインパクトを与えている「条件・期限付き承認制度(※)」を適用することにより、薬事承認の迅速化を図るべきである。

※ 人の細胞を用いた再生医療等製品について、特別に早期に薬事承認できる制度(平成25年11月に成立した医薬品医療機器等法(改正薬事法)で創設)。通常の有効性の確認に代えて、一定数の限られた症例から短期間で有効性を推定の上、販売先医療機関を限定し期間を限って薬事承認。